

第 6 8 号議案

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 4 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例
八王子市保健所関係手数料条例（平成 1 9 年八王子市条例第 2 4 号）の一部を
次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～8 7	(略)	(略)	(略)
88	(略)	(略)	(略)
<u>89</u>	(略)	(略)	(略)
<u>90～</u> <u>93</u>	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～8 7	(略)	(略)	(略)
88	(略)	(略)	(略)
<u>89</u>	東京都ふぐの取扱い 規制条例（昭和61 年東京都条例第51 号）第17条第2項 の規定に基づくふぐ 加工製品取扱届出 票の交付	ふぐ加工製品取 扱届出済票交付 手数料	1件につき <u>3,000円</u>
<u>90</u>	東京都ふぐの取扱い 規制条例第17条第 4項の規定によるふ ぐ加工製品取扱届出 済票の再交付の申請 に対する審査	ふぐ加工製品取 扱届出済票再交 付申請手数料	1件につき <u>2,400円</u>
<u>91</u>	(略)	(略)	(略)
<u>92～</u> <u>95</u>	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

